

# 茨城県耳鼻咽喉科医会

## 会 則

### 第1章 総 則

- 第1条 本会は、茨城県耳鼻咽喉科医会（略称、茨耳鼻医会）と称する。
- 第2条 本会の事務所を、茨城県つくば市天王台1-1-1筑波大学医学医療系棟6階におく。
- 第3条 本会は、原則として、茨城県を区域とする耳鼻咽喉科医会の会員をもって構成する。但し、本会の趣旨に賛成する者は、理事会の議を経て、会員となることができる。
- 2 本会は、日本臨床耳鼻咽喉科医会（仮）に加入する。
- 第4条 本会は医道の昂揚、専門的医学の振興、医療の向上につとめ、会員間の情報交換を密にし、会員の団結と親睦及び福利厚生を図る。また、茨城県医師会ならびに日耳鼻学会茨城県地方部会と提携補完し、地域の保健・医療・福祉に貢献することを目的とする。
- 第5条 本会は、前条の目的を達成するため必要な事業をおこなう。

### 第2章 役員、委員

- 第6条 本会に次の役員をおく。
- (1) 会 長 1 名
  - (2) 副会長 1 名
  - (3) 理 事 若干名（会長、副会長を含む）
  - (4) 監 事 2 名
- 2 理事のうち若干名を常任理事とする。
- 3 本会に顧問をおくことができる。
- 第7条 本会は必要に応じて、委員をおくことができる。
- 第8条 会長は会を代表し、会務を総理する。
- 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 理事は理事会および常任理事会を組織し、会務を執行する。
- 監事は会務および会計を監査する。
- 第9条 役員を選任は総会においておこなう。
- 会長・副会長は理事者の互選による。
- 顧問は会長が委嘱する。
- 委員の選任に関する事項は別に定める。
- 第10条 役員、顧問及び委員の任期は2カ年とする。
- 補欠により選任されたものの任期は、前任者の残任期間とする。

但し、会長の任期は連続3期迄とする。

第11条 理事、監事および顧問は相互に兼ねることはできない。

### 第3章 会 議

第12条 本会の会議は、総会、理事会（常任理事会を含む）および委員会とする。

第13条 理事会においては、会長が議長となり、次の事項を審議、執行する。

- (1) 本会の運営に関する事項
- (2) 総会および委員会に付する議案に関する事項
- (3) 総会および委員会において理事会に委任した事項
- (4) その他、会長が必要と認めた事項

第14条 総会は、必要のあるときに会長が招集する。

第15条 総会においては、会則に定めあるもののほか、次の事項を議決し、又は承認する。

- (1) 会則の制定および変更に関する事項
- (2) 本会の解散に関する事項
- (3) 収支決算ならびに予算に関する事項
- (4) その他、会の運営に必要な事項

第16条 総会は、定時と臨時の2種とする。

- (1) 定時総会は毎年1回、会長が招集する。
- (2) 臨時総会は次の場合、会長が招集する。
  - (イ) 理事会で必要と認めたとき
  - (ロ) 監事の請求があったとき
  - (ハ) 会員の5分の1以上の請求があったとき

第17条 委員会の委員は、会長が委嘱する。

- 2 委員は互選により、委員長、副委員長1名を選任する。
- 3 委員会は必要の都度、委員長が招集する。

第18条 会務の運営のため、次の各部（各種委員会を含む）を設け、それぞれ理事が分担する。

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| (1) 庶務部   | (2) 保険医療部 | (3) 福祉医療部 |
| (4) 学校保健部 | (5) 救急医療部 | (6) 在宅医療部 |
| (7) 学術研修部 | (8) 広報部   |           |

### 第4章 資産および会計

第19条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費および入会金
- (2) 預託金
- (3) 資産から生ずる収入

- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

第20条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

第21条 本会の資産は、会長が管理する。

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 付 則

第23条 本会則は平成30年4月1日より実施する

## 茨城県耳鼻咽喉科医会会則施行細則

第1条 本会に入会しようとする者は、所定の入会金および会費を納入しなければならない。  
ただし、当面、入会金・年会費は徴収しない。

第2条 会長は、理事会の議を経て、会員の会費を減免することができる。

第3条 原則として、正当な理由なく所定の会費を2年以上滞納した者は、退会したものとみなす。

第4条 本会に名誉会員をおくことができる。

名誉会員は本会の会員として10年以上在籍し、満80歳以上に達し本会の運営に対する尽力、貢献が顕著なもので、理事会の推薦により会長が任命する。

## 付 則

第5条 この施行細則は、茨城県耳鼻咽喉科医会会則施行の日から実施する。